



## 後期高齢者医療 (保険年金課 健康保険担当 227-6071)

75歳(一定の障害のある人は65歳)以上の方が加入する医療保険制度です。医療機関で治療を受けるときは「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。1割(現役並所得者は3割)で治療を受けられます。

### 保 険 料

保険料は被保険者1人ひとりが、所得に応じ公平に負担します。

1人あたり年間保険料額  
(限度額 55万円)  
※平成 24年度

=

1人あたりの定額保険料  
《均等割額》

+

所得に応じた保険料  
《所得割額》

保険料は、医療の給付に要する費用や国・県・市町からの負担金などをもとに算出されていて、2年に一度見直しされます。

### 保 険 料 の 軽 減

#### ■ 所得に応じた軽減

世帯主と被保険者の合計所得により、均等割額が9割、8.5割、5割、2割軽減されます。

#### ■ 所得割額の軽減

基礎控除額(33万円)を差し引いた総所得額が58万円(年金収入のみの場合211万円)以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

#### ■ 被用者保険の被扶養者であった人

後期高齢者医療制度加入(移行)の前日まで社会保険など(国民健康保険以外)の被扶養者であった人は、「均等割額」が9割軽減され、「所得割額」は課されません。

### 保 険 料 の 納 め 方

介護保険料が年金天引き(特別徴収)されている人で、介護保険料との保険料合計額が年金額の2分の1を超えない場合は、原則年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。特別徴収に該当しない人は、納付書・口座振替などで納めてください(普通徴収)。

※申し出により、年金天引き(特別徴収)から口座振替に納付方法の変更ができます(ただし、これまでの保険料などの納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります)

### ■ 後期高齢者医療で受けられる給付一覧

名 称	対 象
療 養 費	やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたときや、医師の指示によりコルセットなどの医療用装具を購入したときなど、一旦、全額自己負担となりますが、後日申請して認められると自己負担分(1割または3割)を除いた分が療養費として支給されます。
高額療養費	1カ月(同じ月内)に負担した医療費が一定額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。支給の対象となった人へは、申請の案内を送付します。
高額介護合算療養費	同一世帯の後期高齢者医療被保険者の人が1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)に負担した医療費と介護サービス費の合計額が一定額を超えた場合、その超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。支給の対象となった人へは、申請の案内を送付します。
葬 祭 費	被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った人(喪主)に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。

